

「司法ソーシャルワーク」と権利擁護

(第1回岡山権利擁護研究会記念講演)

法テラス東京法律事務所常勤弁護士

村 山 勇 輔

1. はじめに

こんにちは。法テラス東京法律事務所常勤弁護士(「スタッフ弁護士」と呼ばれることもあります。)をしております村山と言います。よろしくお願ひします。

今日は「司法ソーシャルワーク」についてお話をさせていただきます。「リーガルソーシャルワーク」と呼ばれることもありますが、私が所属する法テラスが「司法ソーシャルワーク」という言葉を使っておりますので、今日はそちらの言葉を使わせていただきます。

では早速ですが、これは何の数字でしょうか。ある時期には50,000,000円、その3年後には700円、という数字です。

これは、あるケースの当事者の預金残高です。「なんでこんなことが起きちゃったんだろう?」という話から、今日は入っていきたいと思います。

障がいと言っても、精神、身体、知的とありますが、この方は精神障がいをお持ちで、ずいぶん長い間入通院を繰り返していました。なかなかお仕事はできないので、ご両親と同居していました。ご両親が他界されると、お一人暮らしになってしまい、ご両親が残した遺産を頼りに生活をしていました。ご両親がいないことで、親戚のおじさんやおばさんもあんまり目をかけられなくなり、だんだんと孤立していきました。そんな中、ある知人に財産を預け、その管理をお願いするようになりました。それで、月に一度、その知人から生活費を受け取るようになりました。しかしそれから3年ぐらい経つと、生活費がほとんど来なくなりました。「どうしたんだろう?」と、だんだん不安を訴えるようになりました。そこではじめて、病院のソーシャルワーカーさんが「財産の面で問題を抱えているようだ。」と気づいてくれました。そして、「法テラスというところがあるからそこに相談にいきましょう。」と促してくれました。それからご本人が決心するまでにまた少し時間がかかったようですが、そのソーシャルワーカーさんが同行してくれたことで、ようやく法律相談にたどり着きました。その法律相談の結果、「ご本人名義の口座なら、銀行に行けば取引明細を出してくれるはずだから、とりあえず銀行へ行ってみましょう。」という話になり、弁護士も一緒に銀行へ行ってみました。そうして取引明細を見たら、冒頭でお話したように、預金残高はもう700円しかありませんでした。当然ですが、「これはいったい何に使われてしまったんでしょう?」という話になりました。

こういう場合、裁判をやって、相手方の財産が見当たらなければ、差押えができず回収困難と

なることが多いです。そうすると、結局被害は回復されないまま終わってしまいます。

私は、こういったケースをいくつか目の当たりにして、「どうすれば被害を防げたんだろう？もっと早く法律相談に行っていれば、もしかしたら違う結果になったんじゃないか？」と思いました。そして、「司法にアクセスする」ということがいかに大事かを痛感しました。そこから、司法アクセスを促進する活動に関心を持って取り組むようになっていきました。

2. 「司法ソーシャルワーク」とは

では、今日のテーマ、「司法ソーシャルワーク」とは一体なんだろうという話に移ります。

まず「ソーシャルワーク」とは何か、です。今日参加されている社会福祉士の先生方には釈迦に説法のように申し訳ないのですが、日本社会福祉士会さんのホームページに掲載されていたソーシャルワークの定義を見ると、「ソーシャルワークは人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。」というようなことが書いてあります。この「理論を利用」とか、「介入」していくとか、「人権と社会正義」とか、こういうのは我々弁護士の仕事も同じだと感じるところです。弁護士も法理論という理論を利用して仕事をしていますし、社会のなかで起きた紛争に介入していくわけですね、代理人として。それに、弁護士法1条には、人権擁護と社会正義が弁護士の使命だって書いてあります。だから、「弁護士がやっている仕事もソーシャルワークなんじゃないの？」と思えてくるような定義です。

では次に、「司法ソーシャルワーク」というのは何だということ。お手元の資料には法テラスの事業計画から抜粋してきた説明文をそのまま載せましたが、要は、自ら法的問題を抱えていることに気付いていなかったり意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的援助を求めることが困難な状況（司法アクセス障害）が今の世の中にはある。こういった状況を踏まえて、今日いらっしゃる社会福祉士の方々や自治体の方々と連携を図って、その「自ら法的援助を求めることが困難な状況にあるの方々」へ働き掛ける（「アウトリーチ」という言葉が使われたりします。）。そうすることで司法にアクセスすることをより簡単にしたうえ、その方々が抱えている法律問題だけでなく、総合的な問題にまで対処していく。こういう活動が「司法ソーシャルワーク」だと説明されています。

ただ、こういう話をしていても抽象的すぎて分からないと思うので、今日は具体的にどんな活動をしているのかというのを、私の体験を交えながらお話したいと思います。

それで、また具体例を作ってきました。このケースの当事者さんは70代の独居男性です。昭和の時代に戸建て住宅を購入して、そのとき奥さんと共有の名義にしておきました。それから何十年も一緒に生活していて、先に奥さんが他界されました。娘さんがいましたが、ある時から音信不通です。ご本人は高齢で働けなくなったので、生活保護を受けるようになりました。その後、ご本人の

自宅建物が老朽化して、耐震性や防犯、衛生の面で危ない状況になってきました。さらに、ご本人も足腰が弱くなってきたので、階段の上り下りが辛くなってきました。いろんな面で、この建物に住み続けるのが難しくなり、ご本人も「引っ越したい」と希望するようになりました。その矢先に、強風が吹いて、その建物の屋根瓦が落ちて隣家の敷地に落ちてしまい、そこにいた隣人が怪我をいたしました。そのことで、どうやらご本人がその隣人から「怪我をしたから慰謝料払え！治療費払え！」などと激しい取立てを受けているようです。こんなケースをイメージしてください。

そうすると、皆さんも、「どうやら法的援助が必要そうだな」とは思いますよね。たとえば、隣人から取立てを受けているという点については、その紛争解決のために示談交渉が必要そうです。それから、「引っ越したい」という点については、生活保護で転居費用を出してもらおうという方法はもちろん考えられますが、担当のケースワーカーさんからすると、まずは自宅建物を売ってお金に換えて、それを転居費用に充ててほしいなと考えるでしょうから、亡くなった奥さんが持っていた自宅不動産の共有持分について、音信不通になっている娘さんとの遺産分割をする必要がありそうです。あとは、その自宅不動産が無事に売れた場合、ある程度まとまったお金が入ってくるとは思います。高齢のご本人がそのまとまったお金を一人で適切に管理していけるのか？という疑問も出てくると思います。ケースバイケースだと思いますが、場合によっては成年後見制度の利用が必要になるかもしれません。

このように法的援助が必要そうだなと思うんですけども、ただ実際、このご本人がお一人で法律事務所に電話してアポを取って、弁護士のところへ行って、法律相談ができるかというところ、なかなか難しいのが現実なんじゃないかと思います。たとえば、高齢だということから、あまり知らないところまで外出するのは難しいかもしれませんし、法律相談に関する情報をウェブで確認してくださいと言ってもインターネットが使えないかもしれません。物忘れが始まったりしているとさらに難しくなります。また、生活保護を受給しているという点で、当然、弁護士費用の心配をされるとは思います。普段は弁護士に会ったりしないでしょうから、「弁護士」と聞くだけで「敷居が高いな」と感じてしまうかもしれません。あるいは、これまでの人生でいろんな経験をされてきたことから、何事も諦めてしまうような傾向があるかもしれません。そういったさまざまな事情で、なかなか司法にアクセスするのが難しいというのが現状だと思うんです。

冒頭でお話したケースの当事者についても、障がいをお持ちであることから、ご自身で弁護士のところまでアクセスするのはなかなか難しかったのだと思います。

3. 法テラスの民事法律扶助

では、こういったアクセス障害があるなかで、法テラスというところがどういう風にお役に立とうとしているか、という話に移ります。

総合法律支援法という法律が平成16年に公布され、これにもとづいて法テラスという公的な法人

が設置されるようになりました。「法テラス」という名前は、すべての人を法の光で照らすという意味が込められた通称で、正式な名前は「日本司法支援センター」と言います。具体的に何をしているかですが、法テラスにもいろんな業務があるんですが、今日参加していただいた皆さんには、「民事法律扶助業務」というものだけ、とりあえず覚えておいていただければと思います。

この民事法律扶助って何だろう？ということですが、まず、法律相談援助というのがあります。法テラスへ電話をかけて法律相談の予約をして、その予約をした日に法テラスの相談場所へ行くと、その日の相談を担当する弁護士や司法書士がいて、そこで無料の法律相談を受けることができます。

その法律相談をした後、弁護士・司法書士が代理人となって何かお仕事をする必要があるなどということになると、今度は代理援助というサービスを受けることができます。また、弁護士・司法書士が代理人にならなくても本人名義の書類を作るだけで解決できそうだという場合には、書類作成援助というサービスも用意されています。

最初の法律相談援助というのは無料、つまりご本人負担なしですが（弁護士・司法書士のほうには、法テラスから相談料が支払われます。）、代理援助や書類作成援助になると、さすがに無料というわけにはいきません。ただ、弁護士・司法書士費用の立て替えをしています。なので、一般的には、弁護士・司法書士にご依頼いただく際は最初に着手金や実費相当額をお支払いいただくのが通常なのですが、これをまずは法テラスが立て替えて、依頼者は後日、法テラスのほうに、毎月分割で（月5,000円というのが一般的だと思います。）返してってもらうことになります。そうすることで、一括で着手金等を支払う経済的な余裕が無い方でも弁護士・司法書士を使えるようにしましょうというのが、民事法律扶助というサービスです。

民事法律扶助の法律相談や事件の依頼を受けるのは、私のように常勤で法テラスに努めている弁護士だけではありません。むしろ私のような常勤弁護士は全体から見ればごく少数で、法テラスと契約をしている一般の先生方（「契約弁護士」と呼びすることもあります。）が、普段お仕事されている法律事務所から、それぞれの相談担当日に法テラスの相談場所までお越しいただいて、そこで相談者とお会いして法律相談を受けています。

事前に少し調べてきたのですが、岡山で法テラスと契約していただいている弁護士の先生方はだいたい300人ぐらいいらっしゃるそうです。岡山弁護士会の会員数からすると80%くらいの先生方が法テラスと契約していただいていることになります。

他方、民事法律扶助のサービスを利用できるのはどんな方か？という点ですが、その方の資力が一定額以下であることというのが一番大事な要件になってきます。よく誤解されるのは、資力が一定額「以上」ではないという点です。一定額「以下」、要は資力が乏しい方にご利用いただけるのが法テラスなんです。先ほど申し上げたように、ご自身で着手金を一括払いできない方々のための立替えサービスなので、一定額「以下」であることが要件となるのです。

ということで、たとえば生活保護を受給されている方であれば、資力が一定額以下という要件は

満たすので、普通は法テラスが利用できないなんてことにはなりません。

ところで、法テラスが立て替えるというけど、具体的にいくらぐらい立て替えるんですか？というのも気になるかと思います。たとえば、よくある自己破産申立ての事件で、債権者が10社だったとすると、実費相当額で23,000円、着手金で129,600円、合計だいたい15万円くらいの弁護士費用を立て替えることになります。

最後に、手続全体の流れです。まず相談の申込をして、法律相談をする。法律相談をした結果、弁護士に依頼したほうがいいよということになれば、代理援助の申込みをします。法テラスのほうで審査をした結果、援助決定が出ると、法テラスが弁護士・司法書士費用を立て替えます。それで、依頼者の方はその立替金を毎月5,000円ずつぐらいで返していくことになります。これを立替金の「償還」と言います。ただ、たとえば生活保護を受給している方々は毎月5,000円返すのも難しい状況にあるでしょうから、その点に配慮して事件が終わるまで償還が猶予されることも珍しくありません。

法テラスへの償還が始まる一方で、弁護士や司法書士のほうは、依頼者から任された事務を遂行します。それが終わると、法テラスへ終結報告を出します。その報告を受けた法テラスは審査をして、報酬金額などを決めて、終結決定を出します。その決定を受けて、弁護士・司法書士は、依頼者との間で預かり金等を精算します。

ちなみに、法テラスへの償還金債務が残った場合で、依頼者が生活保護を受給している場合、支払っていくのは難しいでしょうから、申請していただくことで償還免除となる場合があります。生活保護受給中の方々でも利用していただけるような仕組みになっておりますので、この点も覚えておいていただければと思います。

このように、民事法律扶助というサービスがあって、それが司法アクセスをかなり容易にしてくれていると思います。ただ、この民事法律扶助さえあれば、それだけでみんな司法にアクセスできるのか？というのが次の問題です。

たとえば、肝心のご本人が法律相談をすることに消極的で、ためらっている場合です。冒頭の例だと、病院のソーシャルワーカーさんが、「これは法律のことだから、弁護士に相談したほうがいいんじゃないですか」と勧めても、ご本人が相談をためらっている場合。あるいは、ご本人も「相談したい」と希望しているものの、入院中、歩行困難、寝たきりなどの理由で外出が難しく相談場所まで行けないという場合もあると思います。あとは、「これは法律問題のような気もするんだけど…良くわかんないな」と、周りにいる関係者の皆さんも法律相談につなげていいものかどうか分らず迷っていて、そのまま時間が経過しているような場合もありますね。

こういった場合だと、「民事法律扶助というのがありますよ」と案内するだけでは、法的援助を必要としているすべての方々が司法にアクセスするというのは、まだまだ難しいんじゃないかなという感じがします。

4. 埼玉での活動事例の紹介

では、そんな問題意識をもったうえでどんな活動ができるかということで、今日はいくつか活動例をご紹介します。

まず、1つ目は埼玉の例です（ちなみに、なんでここで埼玉が出てくるかというと、私が法テラス東京に異動してくる前は法テラス埼玉で3年間常勤弁護士をやっていたからです。）。

埼玉では、いま、さいたま市をはじめとするいくつかの自治体で、生活保護を担当している福祉事務所と埼玉弁護士会（細かく言うと、そのなかの貧困問題対策本部という委員会）が協働して、弁護士が定期的に法律相談をしに福祉事務所へ出張する活動を行っています。弁護士が出張する日に、生活保護受給者の方も福祉事務所へ来て、その福祉事務所のお部屋を借りて法律相談をするという仕組みです。

ここで、「相談料は誰が出すの？」という点が気になると思います。この点、自治体が予算を組めれば一番良いのですが、こういった活動に予算を付けるのはまだまだ難しいようです。そこで、その福祉事務所を法テラスの相談場所と指定して、つまりその福祉事務所での出張法律相談を、先にご説明した民事法律扶助の法律相談援助だと扱うようにして、法テラスから弁護士へ相談料を支払えるようにしてあります。

では、こういう仕組みがどういう風に作られていったのかですが、少し遡って平成20年のころは、たとえばさいたま市でも、生活保護受給者が借金を抱えているような場合に、福祉事務所から、「ちゃんと債務整理してもらいましょうね」と法律相談へ行くよう促すプログラムがあったそうです。ただ、それだけだと敷居が高かったのか、受給者の方々はなかなか法律相談に行かなかったようで、1年に13件しか法律相談につながらなかったという統計が残っているそうです。

そのようななか、平成21年に当時の法テラス埼玉にいた一人の常勤弁護士が、さいたま市内のひとつの区で、福祉事務所へ出張して法律相談を受けるようになりました。「法律事務所で待っているのではなく、弁護士のほうが福祉事務所へ行けばいいのでは？」という考えだったようです。これが最初でした。

平成22年になると、私ともう一人の常勤弁護士が新たに法テラス埼玉に赴任してきました。「人数も増えたし、不定期じゃなくて月に一回、定期的に行くようにしましょう」ということで、定期的に出張する仕組みを作りました。常勤弁護士のほうは2名で、交互に行くようにしました。

次の年（平成23年）になると、また常勤弁護士が増えたので、今度は4人体制で定期的に出張するようにしました。

平成24年になると、相談件数が安定して増えてきました。すると、「これを法テラスの常勤弁護士だけで続けている理由は無いし、埼玉弁護士会の先生方にも相談を担当してもらって、他の区でも同じような仕組みができるようにして、広げていったほうがいいんじゃないか」という話になりました。そこで、埼玉弁護士会のなかの貧困問題対策本部の先生方にご協力いただき、その先生方に

も相談を担当してもらって相談場所となる福祉事務所も増やしました。それと同時に、私たち常勤弁護士のほうは、この仕組みを維持・発展させていくため、主に弁護士会と自治体と法テラス埼玉との関係を調整する役目に専念するようになっていきました。ちなみに、この年は年度計で54件の相談があったという統計が残っています。

平成25年になると、私は法テラス東京へ異動したので、その後の状況は後任の弁護士から聞いたのですが、さいたま市以外のほかの自治体も、「同じようなことをやりたい」と言ってくれるようになったそうです。弁護士会側も、相談担当者名簿を作って、そこに50名くらいの弁護士を載せて、体制を整えました。この年も、さいたま市だけで50件以上の相談があったようです。

そして昨年度（平成26年度）は、全体で93件の相談が実施されたそうです。

こんな感じで、埼玉の出張法律相談の仕組みは発展してきました。弁護士が法律事務所で待っているんじゃなくて、弁護士のほうから、生活保護受給者の方々が通い慣れている役所に向かうことで、弁護士に対する敷居、つまり司法アクセス障害を解消していったという一例です。

5. 法テラス東京と地域包括支援センターとの協働

次に、それとはまた別の仕組みを紹介します。今度は東京の話です。

地域包括支援センターという、主に高齢者のさまざまな相談ごとや虐待通報の窓口になったり、あるいは介護予防をしたりと、総合的な役割を担っている社会資源があります。法テラス東京は、この地域包括支援センター、具体的には東京都新宿区の地域包括支援センターと、正式には平成26年1月から協定を結んで協働連携をしています。

何をやっているかということ、法テラス東京法律事務所の常勤弁護士が、週1回、区内の各地域包括支援センターに出張して、そこで1回につき4時間ほど滞在して、センターが関わっているケースに関する打合わせや会議に同席したり、訪問に同行するなどして、そこで必要となる法的な情報提供をしています。

新宿区には区直営の地域包括支援センターが1つあるほか、委託型の地域包括支援センターが9つあります。この9つのセンターが西、中央、東という3つのブロックに分けられているので、法テラス東京も、それぞれのブロックを担当する常勤弁護士を1名ずつ出して、週1回のペースで出張しています。1つのセンターから見ると、月に1回は常勤弁護士が出張して来る、という体制です（ただし、区直営の地域包括支援センターには3人とも出張するので、ここだけは月に3回、常勤弁護士が来ることになります。）。

統計を見ると、平成26年度の活動回数（打ち合わせ、会議参加、訪問同行をそれぞれ1つとしてカウント）は、606回でした。月平均だと50回くらいになります。活動回数の折れ線グラフを見ても、だいたい50回ぐらいを前後している感じですね。

情報提供の中身を類型化すると、一番多いのは（やはり高齢者福祉の分野なので）成年後見とか

財産管理という問題です。棒グラフにしても、成年後見とか財産管理とかがやっぱり多いというのが分かります。

6. 活動から見えてきた課題

さて、こういった活動をしていくなかで、見えてきた課題というのも当然あります。ここからは、その課題について、順にお話ししたいと思います。

まず、私たち弁護士の敷居です。これはやっぱり高そうだなと、今でも感じています。よくあるのは、弁護士費用がいくら取られるのか不安、というものです。弁護士にちょっと相談しただけですごい高い金額を取られちゃうんじゃないかという不安が、やはりあるようなんです。

この点は、「いやいや、安いですよ」とか言っても嘘になっちゃうので（実際高いときもありますから）、「具体的な数字を言うと、いくらですよ」という風に、なるべく具体的に説明するなどして、無用に不安になるような事態を解消していくことが必要なのかもしれません。あとは、これだけ高い費用がかかっても、なぜ法的援助が必要なのかという理由をちゃんと説明して、納得してもらうようにするしかないのかなと。

「弁護士が介入して何をしてくれるのかがよく分からない」という声も、けっこう聞きます。弁護士の使い方というか、弁護士がどういう風に役に立ってくれるのかが分からないということです。

これについては、実際のケースワークを連携しながら一緒にやってみるとか、そういう体験をしないと具体的にイメージが湧かないところなんだろうなと思っています。新宿区の地域包括支援センターの皆さんも、最初のころは「弁護士にどんな相談をすればいいの？」と戸惑ったんじゃないかと思います。それでも1年以上続けるうちに、次第に弁護士の使い方のイメージを互いに共有できるようになってきた気がします。

このように、一緒にケースワークをするのが一番理想的だと思っているのですが、ただ、この方法をとると、時間がすごくかかりますよね。福祉関係者の方々お一人ごとに1つのケースワークで協働していこうとすると、何年かかるか分かりません。それだと、こういう活動はなかなか広まっていけないですね。

ということで、お一人ごとに1つのケースワークができないとしても、たとえば、事例検討会とか勉強会とか、今日の研究会もそうだと思うんですが、経験を（疑似体験と言うのでしょうか）共有できる場を作るというのも1つの手かな、と思います。そういう場で、「弁護士をこういう風に使うと、こういう風にうまくいったんだよ」といった話をいろいろ知ってもらうことで、一度に複数の方々で弁護士の使い方のイメージを共有し合えるという方法です。

法テラス東京の常勤弁護士も、新宿区の職員さんたちと一緒に事例検討をする機会を設けています。そのときは区の側から1つのケース、弁護士の側から1つのケースを持ち寄って、2つのケースについてそれぞれ1時間ずつ使って深く検討します。具体的には、最初にホワイトボード・黒板

にどういう事案かを書いて、そのケースに潜んでいる問題点を洗い出して、その1つ1つの問題点についてどういうふうに対処していくのがいいのか、あるいはどういうふうに対処すればよかったのか、意見交換をしています。

さて、弁護士の敷居の高さの話が続きますが、福祉関係者の方々が関わっているケースのなかには、「そもそも複雑な情報を整理することすら難しく、とてもじゃないけど相談まで持っていけない」という場合もあるようです。たとえば、「なんか弁護士に相談したほうがよさそうなんだけど、でも、そもそもこのおじいちゃん、いわゆる「ゴミ屋敷」に住んでいて、いろんな大事そうな書類が部屋の中に散らばっているんだけど、どれが大事で、どれが要らないのかとか、そこら辺のポイントも全然分かんないんです…」みたいなケースがあります。そうすると、弁護士が「気軽になんでも相談してくださいね！」とか言っても、そもそも相談まで持っていけない。ある程度情報を整理しないと弁護士に何を相談すればいいのかも分からない。そんな場合がけっこうあるみたいなんですね。これがまた弁護士の敷居を高くしてしまっているのではないかと。

そうすると、今度は、「相談をする前の相談」とか、「相談するための相談」みたいなものが必要なのではないか、というのが、活動を続けるなかで私たちが持つようになってきた問題意識です。この問題について、法テラス東京法律事務所では、「弁護士が自ら、法律相談までつなげる仕事をすしかないのではないか」と考えて対処しています。

たとえば、自宅の権利関係を確認するうえでほぼ必須となる不動産登記事項証明書は、司法書士はもちろん、弁護士も見慣れていて、入手方法や見方を知っています。しかし、区の職員さんや、地域包括支援センターにいる社会福祉士さん、保健師さん、ケアマネージャーさんは、不動産登記事項証明書を法務局で取得したことはあまり無いでしょうし、その見方もよく分からないという場合が多いかと思います（それらの資格を取る過程で不動産登記の勉強なんてしないでしょうから、そうなるのは当たり前だと思います）。そうすると、あるケースで、ご本人が住んでいる家屋・土地が誰の名義になっているかという点がその後の対応方針を大きく左右する場面でも、あやふやな情報（「ご本人曰く…」など、客観的な資料にもとづかない情報）のまま打合せや会議をすることになってしまいます。肝心な情報のところがぐらぐらしていると、明確な方針を立てられないまま時間が経過してしまいますよね。ご本人のお宅から古い権利証が出てくることがよくありますが、そういう場合でも、もう弁護士や司法書士が見ないとよく分からないですよ。

そうになったら、いわゆる「ゴミ屋敷」でも何でも、とにかく弁護士も一緒に現場へ行って、色々探してみる。もちろんご本人の了解を取ってですが。そして、「これとこれが重要な書類ですね。この書類はあまり重要じゃないですね」なんて言いながら、まずは情報を整理するところから一緒にやる。そうしないと、正式な法律相談にすら持っていけないケースがあるということです。

ここで、今日3つ目の活動例として紹介するのが、法テラス東京の「ホットライン」というものです（「ホットライン」というのは、法テラス東京法律事務所が勝手にそう呼んでいるだけで、一般

的に通用する言葉ではありません。)

これは、主に電話で来る関係機関からの問い合わせに対し、日替わりで決まっている担当の常勤弁護士が、必要な法的情報を提供しつつ、法的な援助が必要そうなケースについては、正式な法律相談までつなげるというサービスです。

たとえば、生活保護担当のケースワーカーさんから、「受給者の方が借金を持っているみたいなんですけど」という電話が来たとして、法律相談が必要そうな事業でしたら、その受給者の方が法律相談場所まで足を運べそうであれば、法テラス東京の法律相談予約を受け付ける部署をご案内します。他方、ご本人が法律相談場所まで行けない事情があれば、出張相談の手配をします。なかには、ご本人に資産があって、先ほどご説明した法テラスの民事法律扶助が使えない場合もあります。そういうときは、弁護士会の法律相談窓口や高齢者福祉や障がい者福祉の分野に精通した弁護士をご紹介できるよう常勤弁護士のほうで調整しています。

こういう活動を「ホットライン」と称して、関係機関へ業務説明をしに行ったときにチラシを配るなどしながら周知して、皆さんにご利用いただいているわけです。

統計を見ると、こちらでも平成26年度で600回以上、月に50回以上の活動（これも電話や面接があるごとに1回の活動としてカウントしています。）がありました。活動回数の折れ線グラフを見ると、平成26年度末に向かって件数が伸びていて、まだまだニーズが増えていく可能性があることが窺われます。

この「ホットライン」をご利用いただいているのは、生活保護担当のケースワーカーさんなどが多いです。そのせいか、類型化すると借金の問題が一番多いです。棒グラフを見るとそれが分かりますね。そのほか、成年後見はこちらでも多いです。賃貸トラブルもけっこうあります。「受給者の方が大家さんから出ていけって言われてるんですけど、これは本当に出て行かなければいけないんですか？」とか。

この「ホットライン」で関わるケースのなかにも、先ほど説明した、「そもそも情報を整理するのが難しく法律相談にすら持って行けない」というものが出てきます。そういうときは、先ほど説明したように、とりあえず常勤弁護士がケース会議などに出て行ったり、あるいは訪問に同行するなどして、一緒に情報を整理するところからお手伝いしています。そうすることで、最終的にはご本人に法的な援助が届くようにするのです。

さて、活動のなかで見えてきた課題の話に戻ります。

こういう活動をたくさんやっていると、「関係機関との連携」という言葉が一人歩きしていくというか、「連携」ばかりに重点が置かれてしまう場面に遭遇することがあって、そういうときは、「連携ってそもそも手段であって目的じゃないよな」とふり返って考えたりします。依頼者のために仕事をするというのが弁護士の基本ですから（もちろんその背後には人権擁護と社会正義という理念がありますが。）、依頼者との信頼関係がやっぱり大事ですよ。だから、依頼者が「こうしたい」

と言って、関係機関の人が「そうじゃない」と言っているときには、弁護士はもう依頼者の希望に従うのが大原則になってしまいます。なので、そこがぶれたりしてはいけないなど、ふと思ったりするのです。

依頼者を援助している関係者の皆さんとケース会議をするときも、自然と情報共有をすることになりますが、もしご本人が関係者に知られたくないという情報があれば、それは当然守秘義務にひっかかってきます。そこら辺を気をつけないと、つまり「連携」のほうにばかり目が行ってると、弁護士としての基本や原則をおろそかにしがちなので、日ごろから気をつけたいところです。

もっと極端な例を出すと、生活保護を受給している方が、福祉事務所から生活保護の関係で何らかの決定を受けて、その決定に対して不服を申し立てたいと希望しているような場面になると、これはもう明らかに依頼者の利益と自治体の利益が対立しますよね。これから「審査請求だ」「取消訴訟だ」ってやっていくことになると、弁護士としては、その自治体と連携すること自体が利益相反のような問題になりかねません。新しいケースで、初回相談のときから、「このケースは依頼者さんの利益と関係機関の利益が対立しちゃうな……」と、なんとなく危険を察知することができる場合もけっこうあります。ですから、そういった危険を察知できるような場合には、そもそも自分で受けずに別の先生に引き継いでいただくとか、そういう身の振り方もできるようにしておきたいなと思っています。

これと少し関連する問題ですが、関係機関と日ごろから連携していると、当事者が困っているというよりは、自治体の、あるいは地域包括支援センターなどの職員さんが、対応に困っている問題というのもけっこうあるんですよ。

たとえば、ご本人から度重なるクレームを受けて、このクレームにどう対処したらいいですかねというご相談があります。あとは、福祉事務所のケースワーカーさんと、「生活保護費を返還してください」と受給者の方に請求する場面があります。受給者の方が生活保護費のほかに収入を得たら、その分の生活保護費は本当はもらえないはずなので、その分を返還してください（生活保護法の63条に基づくので、「63条返還」などと言ったりします。）。つまり、債権回収についての相談をしたいわけです。

こういったご相談の場合、法テラスの常勤弁護士という立場からは、役所側の利益を守るための法律相談には乗りづらいです。なので、「そこはちょっと申し訳ないけど役所のほうのご判断でやってくださいね」という風な返答にどうしてもなってしまいます。

とはいっても、現場の職員さんたちは実際困っているので、そういうご相談が来なくなることはありません。たとえば私たち常勤弁護士が、「役所の顧問弁護士の先生に相談してみてください」などと言うこともあるんですけど、そもそも現場の職員さんは、役所の顧問弁護士の先生に相談しようとしてもまずは上司の決裁をもらわないといけなかったり、そもそも役所に顧問弁護士がいなかったりで（「うちの自治体は紛争ごとに弁護士に頼んでるんだ」というようなお話を聞いたこともあ

ります。)、簡単に相談できるような弁護士がいないというのが、どうやら一般的な実情みたいですね。なので、本当はこういったところにも司法アクセス障害が存在するんじゃないかなと、個人的には思っています。最近是被災地の自治体に任期付公務員として働く弁護士も増えてきたみたいで、そういった弁護士に対するニーズもまだまだ埋もれているんじゃないかなという風に思います。

ということで、以上が活動を通して見えてきた課題だと思っています。

7. むすびにかえて

最後に、冒頭でお話したケース、預貯金が5,000万円から数百円に激減してしまった方の話に戻らせてもらいます。どうすればこの方の被害が防げたでしょうか。

やはり、もっと早く司法アクセスができていれば…と思いますよね。

700円になる前に司法アクセスしていたら、預金がそれ以上減るのを止められたかもしれません。銀行に行って通帳を再発行するだけで被害の拡大は防げたわけですから。もし1,000万円くらい残っているところで介入できていたら、1,000万円くらいは守れたかもしれない。

さらに、もっと早く、たとえば知人に財産管理を任せる段階で弁護士に相談してもらっていたらどうなっていたでしょうか。「知人」というあいまいな関係の人に任せるよりは、責任ある立場の専門職の方に財産管理のお願いをしたらどうですかという話になっていたんじゃないかなと思うんです。あるいは、専門職の方と任意後見契約を締結することで将来の心配が無くなり、それで済んでいたかもしれません。あるいは、社会福祉協議会に金銭管理のお手伝いをしてもらっただけで済んだかもしれません。

もっと言うと、ご両親が亡くなる前に司法アクセスができていたらどうなっていたでしょうか。「親亡き後のこと」という言葉を聞くこともありますが、ご両親が生前から心配して弁護士に相談できていたら、たとえば遺言や信託などを活用するなどしてご両親が亡くなった後もご本人が安心して生活していけるようにするとか、いろいろと選択肢は増えたかもしれません。また、ご両親と一緒に考えることができたなら、ご本人お一人で心細い思いをしなくて済んだかもしれません。

このように想像すると、司法アクセスは早ければ早いほど良いと思えてきます。

ただ、もちろん、「病院のソーシャルワーカーさんがもっと早く気づいていれば良かったのに」などと責めるようなことを言うつもりは全然ありません。むしろ、すっからかんになってしまった後だとしても、ご本人と一緒に法律相談に同行してくれるだけで大変ありがたいです。

皆さんのご意見はどうでしょうか？どうすればもっと早い段階で司法アクセスができたでしょうか。西尾先生はいかがですか。

西尾：この方は、年齢は何歳なんですかね。

村山：年齢は50代だと思ってください。

西尾：障がい者なので、ケアマネさんとかが居ない状態じゃないですか。

村山：そうですね、まだ介護サービスは使ってないことになります。

西尾：その場合も、支援者の方が気付く可能性、家まで入って行って、気付く可能性もあるんですけど、障がい者の方の場合は障害福祉サービスを利用していなければ支援者や福祉職との接触が少なく、ご本人から相談するというのは難しい状態ですからね。

村山：今回お話したようなケースでは、たとえば病院関係者が、本人の金銭を管理している知人を怪しいとは思わず、むしろ「金銭管理してくれているありがたい存在」と、社会資源の一つとして認識してしまう可能性もあると思います。でも実際には、ご本人のお金を何に使っているのかわからないですよ。「その人で本当に大丈夫なの？」とひっかかることができるように、私たち弁護士の方も、日ごろから経験を共有してもらう機会を作っていかなければと思います。

私からのお話は以上です。

<質疑応答>

西田：せっかくの機会ですので質疑応答の時間を設けたいと思います。村山先生のお話に関しまして、どういう角度からでもかまいませんのでご質問がございましたらよろしくお願いたします。

西尾：法テラスに所属ということなんですけれども、後見申立をした後に、後見人に選任されることってあるんですか。

村山：あります。ただ僕らがやるものというのは、「一般の弁護士の先生方がやるのはけっこうしんどそうだな」と思うような案件です。もちろん、「実力的にしんどい」というのではなく（法テラスの常勤弁護士は基本的に皆若手です。）、「後見報酬が見込めない」とか、「コストに見合った報酬を期待できない」といった意味です。

今は自治体から後見報酬の助成が出たりするので、ご本人の財産から報酬を頂けなくても、自治体から出してもらえるケースが増えていますけど、それでも、首長申立のケースでないとか助成が出ないとか、すべてのケースで助成が出るわけでもないの、そういうものを私たちがお引受けすることがあります。

西尾：私ばかりすみません。まさにお聞きしたかったところなんですけど、岡山はまさに首長申立が要件になっておりまして、不採算案件というのを今までパブリックで頑張って受けてきたんですけどかなり限界に近づいてるんです。どこもそうだと思うんですけど、東京では法テラスが不採算案件の担い手というか、貢献しているということなんですか。

村山：そうですね、でも全体数がどれくらいあるかとか、その辺りまで把握しているわけではないので、本当に微々たるものかもしれませんが、私たちの役割としては、そういうところにもあるんじゃないかなと思っています。

西田：ありがとうございます。他いかがでしょうか。

三宅：お話ありがとうございました。弁護士の三宅と申します。私は岡村一心堂病院という病院

のなかで弁護士をしています。先生がさっきお話されたような不審な知人が金銭管理をしているんですとか、関係の分からないような方が入院患者さんにお金を取りに来たりといった話を実際に聞きます。私はそういう仕事をするために病院に入ったわけではないんですけど、医師より患者に日常的に接している看護師さんや、事務職のほうが、意外と気付いているなというのが印象です。私がいるので、こういう案件があるんだけどどうしたらいいとか、どこに相談したらいいんだろうかということで、持ってこられます。私はその患者さんから直に相談を受けるわけには行かないので、看護師さんたちが知ってる内容を聞き取って、その上でこういう方向で、こういうところへ相談したらいいんじゃないかなというアドバイスをして、なんとなく連携のひとつになっているかはわかりませんが。私は病院の中に常について、弁護士というのは当然皆さん知っていますが、話しやすいので「実は実は」という感じで立ち話程度の所で出てくることが多いです。ただ、知っていても、弁護士の敷居の高さというよりは、医療職の方は面倒なのでかわりたくないという方が多い気がします。特に医師はそういう先生が多いので、後見とかを付けるに当たっても、医師の協力って不可欠だと思うんです。意思能力の鑑定書を書いていただいたりとか。それで気になったのが、福祉のほうにももちろんつながりも重要なんですけど、もうちょっと医療職に対するアプローチをして連携していくために、今後考えていることがあるならお聞かせ願いたいです。

村山：法テラス東京法律事務所だと、精神保健福祉士の団体とは関わりがあって、そこの方々にも「ホットラインというのがありますよ」とご案内をしています。もちろん、精神保険福祉士さんがいない病院もあります。

私たちがよく関わるケースで病院が出てくるのは、「医療費を払ってくれない」とか、「入院中の患者さんご自身が支払いを管理できないので、後見人付けてくれないと困る」とか、そういったケースです。

先生の問題意識としては、さらにもっと踏み込んで関係を築くべきでは？ということですか。

三宅：そうですね、病院側が困っているから行くというところが大きいと思うんですけど、気付いているんだけど、本来の自分たちの仕事ではないので、かわりたくない。でも気になるという点で、もっと知っていると思います、看護師さんなんかは。

村山：そうですね、知っていると思います。どうしたらいいですかね。その「かわりたくない」って思われちゃってると、なかなかこっちも難しいところがあって。

相談員さんや精神保健福祉士さんがいる病院だと、そのつながりで連携が取れたりするんですけど。さらに看護師さん、お医者さんとダイレクトに連携をとるとということについては、うちの事務所ではまだ全然できていません。

三宅：うちのソーシャルワーカーさんもいるので、それなりにとれているほうだとは思いますが、それでは多分埋もれている事案がまだあるんだろうなというのはずっと気になっているところなんです。

村山：逆に聞いてしまいますけど、お忙しいじゃないですか、医療の本来の仕事をやらなきゃいけないくて。そんななか、看護師さんとかお医者さんのところに私たちが行って、「法律の問題で引かかることがあったらご相談くださいね」とお願いしたりすると、それはそれで「忙しいのに迷惑」とか思われたりするものですか。その辺りはどうですか。

三宅：こういうところに簡単に相談できる場所があるんだよというのがあれば、お医者さんは分からないですけど、看護師さんはそれなりに出てくるような気はします。病院ごとに入っている患者さんのバックボーンも違うのもありますが、問題を抱えている患者さんというのは結構長く入院されていて、看護師も良く知ってるという人が多いので。

村山：分かりました。参考にさせていただきます。

西田：ありがとうございます。メディカルソーシャルワーカーさんも現実には入院患者さんの生活保護申請や、退院後の生活調整がメイン業務となっていて、多分食べ物にされてるんじゃないかと思う入院患者さんとか、通院患者さんとかのことに、十分には対応できてないところもあるのかなとも思います。ただ、対応したいと思っても自身ではできないのであれば、弁護士さんが組織内あるいは近い関係にいれば、問題を共有して、共に動くことができますよね。そうした視点からも、この研究会はソーシャルワーカーさん、MSW も PSW も、ぜひとも積極的にかかわっていただきたいなと思います。そして、いろいろ人と知り合って経験を共有して、助け合えるようなかたちにしていきたいとは、私も思っております。他はいかがですか。

新名：岡山パブリックのソーシャルワーカーの新名です。今の病院で、なぜスタッフの人というか、ドクターはじめなぜ分からないのかという話なんですけど、医療ソーシャルワーカーをうまく使うのももちろんひとつの手なのですが、そもそも別に医者が患者に対して治療面以外を業務外として面倒くさがっているというのは、僕はそれでかまわないと思っています。こちらがやりたいこと、正しい事を伝えていくという PR のしかたは、向こうにとってはほとんど意味が無いんです。向こうにとって使えるツールであるかどうかということのを先に提案するというやり方をしなければ、どんな専門職にもここを理解してくださいというのはまず無理だと思っています。言ったらその手間をこちらが引き取りますよというような訴え方をしていくほうが、じゃあ使おうかということで初めて実績が出来て、そこではじめてこんなになるんだったらじゃあ次からお願いするねという話につながって、うちの後見件数が異常な数伸びていったのが、そのへんの手間をこちらで全部獲っていくという意識でやっていたので、それと一切相談料とらない、ほぼ法テラスに近いものをはじめていたんで、それは大きかったと思います。もうひとつは、実は僕は逆に法テラスになぜソーシャルワーカーがいないのかというのが疑問なんです。パブリックは都市型公設として、今東京も岡山も SW を直接雇用してますけど、法テラスになんでいないんだろうと、むしろ先生のところで雇えばすごく楽になるのになと思います。一人事務方として入れておけば、ほとんどの病院や施設の SW とか社協さんはつながっていますから、お互いのパイプを常に保持していますから、先生

方につながり前のスクリーニングってほとんどSW でできてしまうんです。

村山：「弁護士を使ってください」というときは、やっぱり私も同じような意識があります。正義をかざしてもなかなか、「じゃあ使います」というふうにはならないんですね。

たとえば生活保護担当のケースワーカーさんに、「こういうサービスがあるのでぜひ使ってください」と言うとき、ケースワーカーさんにとっては、受給者の権利擁護もちろん大事だと思っているはずですが、それと同時に、保護費の使い道とか、どれだけ保護費が返還されるのかとか、そういった点の関心も強いのが現実だと思います。なので、弁護士が介入することで、「これだけ保護費が返還されることになりますよ」とか、「保護費の支出を抑えられることになりますよ」とか、場合によっては「保護から自立できるかもしれませんよ」とか、そういった連携先のメリットについても話をせざるをえないのが現実かなと（もちろん、ご本人の利益を実現するのが私たちの目的なので、連携先のメリットはあくまで結果的なものですが）。

西田：ありがとうございます。それでは次のご質問を。

谷本：瀬戸内市役所の福祉事務所を管轄している保健福祉部の職員です。お話ありがとうございました。法テラスの話とか非常に具体的だったのでイメージがしやすくありがとうございました。質問というよりは最後の、病院の中での虐待ではなからうかというふうなお話を聞いたときに、そういう障がい者の方や高齢者、子どもさんも虐待ではなからうかというふうに思われたら、市町村に通告をしていただくというのが法的にも決まっていると思うので、そのあたりがPR できてないかなと、その話が出てこなかったのが、市町村としてはそのあたりが課題かなと学ばせていただきました。ありがとうございました。

西田：実は今、谷本部長からそういうご発言があったのは、瀬戸内市と総社市は自治体が責任持って権利擁護センターを作って、事案のキャッチと解決をしていくという公的な仕組みが存在するんですね。そういうものがあるということと専門職の方々、市民の方々が知っていると、なんかおかしなと思ったら権利擁護センターのほうに連絡が入るんですね。そうすると、これはちょっとほっとけないということで事例検討委員会にはかって、スピーディーに対処できることになっているので、仕組みを持っているがゆえのご発言だと理解いたしました。

それではまだ質問があるかとは思いますが、次の実務報告もごございますので、まとめさせていただきます。

村山先生から、弁護士の自治体、地域福祉へのかかわり方と司法ソーシャルワークということについて、実際の法テラス東京が行われている方法論を含めてお話いただいて、我々も今後の活動についてのヒントになったと思います。ただ岡山は権利擁護推進県だと思っております、先ほど西尾弁護士よりもありましたように市長村長申立数が人口比に比べて明らかに突出して多いこともその現れだと思います。いろんな見方があるかとは思いますが、きちんとキャッチしてそれを救うということがある程度できているということだと思います。たとえば高齢者障がい者ネットワーク

懇談会であるとか、NPO、パブリック法律事務所、自治体の権利擁護センターと、そういったところが十分に重層的に活動できている証拠だろうと思います。我々地元法科大学院としても、そういったところに能力のある人材を送り出していきたい、地域に輩出していかなければならないという思いでやっています。この弁護士研修センターでは、先ほど佐藤からも説明がありましたように、協定に基づきまして、総社市に山内弁護士、瀬戸内市に古謝弁護士に行っていただいております。非常勤ながら市や社協内部の人間、いわゆる組織内で、自治体や社協職員からの悩みを聞いて、相談・助言をするという形での権利擁護活動にあたっております。ですから、自治体法務のアクセス障害というのは、瀬戸内と総社ではある程度緩和されているといいますか、そういったチャネルが存在するといった状況です。OATCとしては、他の自治体や社協さんなどから打診があったときに、自信を持ってお勧めできるという人材を、今後も育てて行かなければならないと思っています。組織内ということと言いますと、本学の卒業生、医療法人に勤めているものが質問させていただきましたが、社会福祉法人からもすでに引き合いがありまして、そのときに福祉の法制度であるとか、現場の実態をある程度分かっている人がいれば採りますよと言われています。法律を知っているというのは当然として、やっぱり現場感覚が欲しいと言われました。知識だけならどうにかなるけど現場の話というのは、なかなか自分では経験できることではありませんので、村山先生のお話にあったように、研究会・勉強会などで経験を共有するという思考は非常に大事だと思いました。

弁護士や行政、社協、福祉専門職が経験を共有しあうということが続けていけば、地域に素晴らしい権利擁護のスキルを持った人材がどんどん増えていくのだろうと思いますながら、村山先生の話をお聞かせいただきました。

まだいろいろご質問・ご意見あるかと思いますが、懇親会に参加される方は、その場で村山先生に質問していただければと思います。それではこれをもちまして、村山先生の記念講演を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

